

令和 7 年度

草加八潮消防組合監査計画

草加八潮消防組合監査委員

令和 7 年度 草加八潮消防組合監査計画

令和 7 年度における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、次のとおり実施します。

1 基本方針

全国各地においてインフラの維持・管理をはじめ、国土強靱化に向けた取組が進められている中で、本年 1 月 28 日に八潮市内で道路陥没救助事案が発生しました。

当組合は、県内の東南部地域を管轄する 5 消防本部（局）による消防指令業務共同運用の令和 8 年度当初開始を目前に控え、これらの複雑・多様化する消防需要にも的確に対応し、さらなる消防体制の充実強化を図ることが求められています。

このような状況の中、予算編成に当たっては、草加八潮消防組合の基幹計画である「消防力の整備指針・消防施設整備計画」を踏まえ、消防行政を適切かつ適正に行うために必要な経費を計上するとしています。

こうした状況のもと、本年度における監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

(1) 地方自治運営の基本を重視

事務の執行及び管理が地方自治法第 2 条第 1 4 項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び同条第 1 5 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定に準拠して処理されているかどうかを基本的な留意事項とします。

(2) 住民目線の取り組み

適法性に加え、経済性（最少のコストで適切な量及び質で行われているか）、効率性（執行において時間や経費等が効率的に行われているか）、有効性（事務事業が住民にとって有効か、目的に沿って効果を上げているか）を観点として、住民目線に立つことを目指します。

(3) 事前予防の取り組み

対象所属におけるチェック体制など、事務の仕組みを確認し、適切でない処理の発生を事前に予防することを目指します。

また、監査等を行う中で得られた事務の参考となる情報を局内で共有し、再発防止を促します。

(4) 事後対応の確認及び情報の発信

過去に行った監査等における指摘事項等に対する改善状況について、監査等の中で確認します。

また、住民に対し、監査結果などに関する情報をホームページなどで公開します。

2 監査等の実施方針

令和7年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、監査等の実施計画において定めます。

また、監査等の実施に当たっては、これまでの監査等で蓄積された情報を活用し、効果的に行います。

(1) 定例監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

組合の財務に関する事務の執行（予算の執行、収入、支出、契約、出納保管、財産管理等）を対象とし、法令等の規定に基づき適正に処理されているかという適法性の観点の主眼に実施します。

また、経済性、効率性及び有効性の観点についても留意します。

(2) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計の現金の出納について、毎月の計数の適正性を関係諸帳簿と照合確認するとともに、収入及び支出の基礎となる事務の適法性、妥当性並びに現金保管状況等を検査します。

また、必要な場合は、財務に関する事務の執行等についても確認を行い、今後の財務に関する監査の計画及び執行に活用します。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項）

一般会計の決算計数が適正なものとなっているか確認及び分析をするとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付します。

なお、主要事業については、事業が適正かつ効果的に実施されているかを留意します。

3 監査等の実施期間、対象所属及び報告・公表時期等

監査等の実施期間、対象所属及び報告・公表時期等は、次の監査等実施予定表のとおりとします。

監査等実施予定表

監 査 区 分	実 施 期 間	対象所属等	報 告・公 表 時 期
定例監査	令和7年 7月上旬～ 令和8年 3月下旬	草加消防署 (消防第1課 及び第2課、 西分署、 青柳分署、 北分署、 谷塚ステーション)	令和8年 3月
例月出納検査	原則毎月25日を例日とする。	一般会計	令和7年4月から 令和8年3月までの 各月
一般会計歳入歳出 決算審査	令和7年 7月下旬～ 令和7年11月下旬	一般会計	令和7年11月

(注1) 監査の執行は、監査執行予定日の7日前までに通知します。

(注2) 報告は、組合議会、管理者及び副管理者並びに関係する行政委員会に行います。

(注3) 審査意見は、管理者及び副管理者に提出します。

(注4) 監査等を実施する中で、監査項目が監査対象所属以外に関連する場合には、その所属についても監査対象とします。

4 その他

本計画に定める監査等のほか、本年度において監査を実施する必要が生じた場合は、別途、実施計画を定め、実施するものとします。

なお、その場合は、本計画を変更することがあります。